

# 高知市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 患者等搬送事業の基準

第1節 共通事項（第3条―第10条）

第2節 個別事項

第1款 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業（第11条―第18条）

第2款 車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業（第19条―第26条）

第3章 認定（第27条―第41条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、民間による患者等の搬送事業（以下「患者等搬送事業」という。）に対する基準を定め、必要な指導を行うとともに、この基準に適合する患者等搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきりの人、車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送用自動車 ストレッチャー及び車椅子等又は車椅子のみを固定できる自動車をいう。
- (3) 患者等搬送事業 患者等の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎に際し、患者等搬送用自動車を用いて搬送を行う事業をいう。
- (4) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (5) 乗務員 患者等搬送用自動車に同乗し、患者等搬送業務に従事する者をいう。
- (6) 事業者認定マーク 患者等搬送事業者認定マーク及び患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）をいう。
- (7) 自動車認定マーク 患者等搬送用自動車認定マーク及び患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）をいう。

## 第2章 患者等搬送事業の基準

### 第1節 共通事項

(事業実施の基本原則)

第3条 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守しなければならない。

2 患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象としなければならない。

3 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び搬送技能の向上に努めなければならない。

(消防機関との連携)

第4条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により患者等の所在場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

(1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合。なお、この場合は、併せて乗務員を派遣すること。

(2) 要請者の依頼場所に到着した時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合

(3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合

(講習の実施)

第5条 消防長は、搬送業務に必要な知識及び技能を修得するための、別記第1の1及び別記第1の2に掲げる講習（以下「適任者講習」という。）、並びに乗務員の応急手当技能を適切に管理するための、別記第3に掲げる講習（以下「定期講習」という。）を実施するものとする。

2 講習を受講しようとする者は、患者等搬送乗務員講習申請書（別記様式第3号）により消防長に申請しなければならない。

3 講習に使用するテキスト及び申請に必要な費用については、受講者の負担とする。

(定期講習)

第6条 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）の交付を受けた乗務員に2年に1回以上、消防機関が行う定期講習等を受講させなければならない。

(車両の外観)

第7条 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警光灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

(消毒)

第8条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行わなければならない。

(1) 定期消毒 毎月1回以上

(2) 使用後消毒 毎使用後

(3) 医師等から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づき消毒すること。

2 前項による消毒を行った場合は、定期消毒実施記録表（別記様式第5号）及び使用后消毒実施記録表（別記様式第6号）に記録し、3年以上保存しなければならない。

（安全・衛生管理）

第9条 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実に行うとともに、常に清潔保持に努めなければならない。

2 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に身体及び服装の清潔保持に留意し、衛生管理に努めなければならない。

（事業案内）

第10条 患者等搬送事業者は、パンフレット等の事業案内において、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表示を避けなければならない。

## 第2節 個別事項

第1款 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業  
（乗務員の要件）

第11条 乗務員は満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 別記第1の1に掲げる消防機関が行う適任者講習を修了し、別記第1の4に定める修了考査に合格した者

(2) 別記第2に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者  
（適任証の交付申請）

第12条 前条第2号に該当する者で適任証の交付を受けようとする者は、患者等搬送乗務員適任証交付申請書（別記様式第4号）により消防長に申請しなければならない。

（適任証の交付）

第13条 消防長は、第11条各号に該当する者に対して、適任証（別記様式第1号）を交付しなければならない。

（適任証の有効期限）

第14条 適任証の有効期限は2年間とする。ただし、第6条に定める定期講習を受けた者については、さらに2年間有効とし、それ以降も同様とする。

（適任証の携帯）

第15条 乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯しなければならない。

（運行体制）

第16条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員を1名とする

ことができる。ただし、当該乗務員1名で対応できない場合は、他の乗務員を派遣し、2名以上で対応させるものとする。

- (1) 退院の場合
  - (2) 乗務員以外に医師又は看護師若しくは救急救命士が同乗する場合
  - (3) 社会福祉施設等への送迎の場合
  - (4) 車椅子のみでの搬送、かつ、患者等搬送用自動車に車椅子による乗降を容易にするための装置を備えている場合
- (患者等搬送用自動車の要件)

第17条 患者等搬送用自動車は、次の各号に定める構造及び設備を有しなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有すること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造とすること。
- (5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有すること。

(積載資器材)

第18条 患者等搬送用自動車には、別記第4の1に掲げる資器材を積載しなければならない。

## 第2款 車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業

(乗務員(車椅子専用)の要件)

第19条 車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車(以下「患者等搬送用自動車(車椅子専用)」という。)に同乗する乗務員(以下「乗務員(車椅子専用)」という。)は満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 別記第1の2に掲げる消防機関が行う適任者講習を修了し、別記第1の4に定める修了考査に合格した者
- (2) 別記第2に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

第20条 前条第2号に該当する者で適任証の交付を受けようとする者は、患者等搬送乗務員適任証交付申請書(別記様式第4号)により消防長に申請しなければならない。

(適任証(車椅子専用)の交付)

第21条 消防長は、第19条各号に該当する者に対して、適任証(別記様式第2号)(以下「適任証(車椅子専用)」という。)を交付しなければならない。

(適任証(車椅子専用)の有効期限)

第22条 適任証(車椅子専用)の有効期限は2年間とする。ただし、第6条に定める定期講習を受けた者については、さらに2年間有効とし、それ以降も同様とする。

(適任証(車椅子専用)の携帯)

第23条 乗務員(車椅子専用)は、搬送業務に従事するときは、適任証(車椅子専用)を携

帯しなければならない。

(運行体制)

第 24 条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1 台につき 1 名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせなければならない。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、乗務員（車椅子専用）数を 2 名以上とする等、対応に必要な体制を確保しなければならない。

(患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件)

第 25 条 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に定める構造及び設備を有しなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有すること。
- (3) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造とすること。
- (5) 車いすの条項を容易にするための装置を備えていること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有すること。

(積載資器材)

第 26 条 患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別記第 4 の 2 に掲げる資器材を積載しなければならない。

### 第 3 章 認定

(認定対象事業者)

第 27 条 認定の対象となる事業者は、道路運送法に定める次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第 28 条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（別記様式第 7 号）により消防長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、認定の対象であることを証明する事業許可証等の写しを添付しなければならない。

(認定の審査)

第 29 条 消防長は、前条による申請があった場合は、別記第 5 に掲げる認定審査基準表に基づき審査し、その結果を患者等搬送事業認定（不認定）審査結果通知書（別記様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項による審査の結果、認定しない場合は、患者等搬送事業認定（不認定）審査結果通知書にその理由を付するものとする。

（認定の有効期間）

第 30 条 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

（認定の更新）

第 31 条 消防長が認定した患者等搬送事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日の30日前から10日前までの期間に消防長に更新の申請をしなければならない。

2 更新時の手続きは、認定時の手続きを準用するものとする。

（認定申請書記載事項変更届）

第 32 条 認定事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書の記載事項に変更があった場合は、患者等搬送事業認定（更新）書変更届（別記様式第9号）により消防長に届け出なければならない。

（事業の休止等）

第 33 条 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、患者等搬送事業休止・廃止届（別記様式第10号）により消防長に届け出なければならない。

（認定の失効）

第 34 条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失うものとする。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

（認定事業者の責務）

第 35 条 認定事業者は、第2章に定める患者等搬送事業の基準（以下「基準」という。）を誠実に履行しなければならない。

2 認定事業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告しなければならない。

3 認定事業者は、患者等搬送業務実施中、搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させたときは、患者等搬送業務事故報告書（別記様式第11号）により直ちに消防長に報告しなければならない。

（認定事業者の調査）

第 36 条 消防長は、少なくとも年1回以上認定事業者に対し、基準の履行状況等について調査するものとする。

(認定の取消し)

第 37 条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が基準を遵守しないとき。
- (2) 事業の遂行にあたって、重大な事故を発生させたとき。
- (3) その他認定を継続することが、不相当と判断されるとき。

(認定マークの交付)

第 38 条 消防長は、認定事業者に対し、別図 1 に示す患者等搬送事業者認定マーク及び別図 2 に示す患者等搬送用自動車認定マークを交付するものとする。

- 2 消防長は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業者に対し、別図 3 に示す患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）及び別図 4 に示す患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）を交付するものとする。

(事業者認定マーク等の再交付)

第 39 条 認定事業者は、事業者認定マーク等を亡失し、又は滅失したときは、患者等搬送事業者認定マーク等再交付申請書（別記様式第 12 号）により速やかに消防長に届出し、再交付を受けることができるものとする。

(事業者認定マークの返納)

第 40 条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業者認定マークを消防長に返納しなければならない。

- (1) 第 34 条の規定により認定が失効したとき。
- (2) 第 37 条の規定より認定を取り消されたとき。
- (3) 第 39 条の規定により事業者認定マークの再交付を受けた後、亡失等した事業者認定マークが出てきたとき。

- 2 消防長は、前項の規定により事業者認定マークの返納をすべき者に対し、患者等搬送事業者認定マーク返納通知書（別記様式第 13 号）により返納を求めるものとする。

(患者等搬送用自動車の表示)

第 41 条 患者等搬送用自動車には、車両後面で運転手の視野を妨げない見やすい位置に、自動車認定マークを表示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(高知市患者等搬送事業に対する指導基準及び認定要領の廃止)
- 2 高知市消防局患者等搬送事業に対する指導基準及び認定要領（平成 9 年 6 月 1 日高知市消防局訓令乙第 1 号）は廃止する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日消防局訓令乙第 3 号）

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 1 日消防局訓令乙第 4 号）  
この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 1 日消防局訓令乙第 2 号）  
この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日消防局訓令乙第 3 号）  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 15 日消防局訓令乙第 11 号）  
この要綱は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。